

令和3年度 平塚市社会福祉協議会 支援内容一覧表

令和3年9月1日現在

	支援内容の名称	目的	内容等	調査時期	支給時期	対象者			備考
						生活保護受給者	生計困難世帯	一般世帯	
生計困難世帯	小・中学校入学祝金	生計困難世帯に対して、小・中学校に入学する児童生徒の入学祝金及び入学準備補助を支給	・小学校入学 30,000円 ・中学校入学男子 40,000円 ・中学校入学女子 40,000円	1月	3月	×	○	×	令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的影響を受けているため、祝金を10,000円増額。 ※増額期間については、その後の状況を見て検討されます。
	<b>新規</b> 中学校卒業祝金	生計困難世帯に対して、中学校を卒業する生徒の進学や就職準備支援として卒業祝金を支給	・中学校卒業 20,000円	1月	3月	×	○	×	
	小・中学校修学旅行等支度費助成金	生計困難世帯の小・中学生で修学旅行等に参加する児童生徒の旅行支度費の一部を補助	・小学6年生 5,000円 ・中学3年生 10,000円	3月	5月	×	○	×	諸事情により、1年遅れなどで参加する児童生徒も対象
	生計困難世帯夏期慰問金	生計困難世帯の慰問及び世帯の自立支援	・1人世帯 3,000円 ・2人以上世帯 7,000円	5月	7月	×	○	×	
	生計困難世帯年末慰問金		・1人世帯 5,000円 ・2人以上世帯 8,000円	10月	12月	×	○	×	
遺児	一般遺児激励金	一般遺児を励ますため激励金を支給することにより福祉の増進を図る	・1人あたり 15,000円	10月	12月	×	○	○	一般遺児とは 病死等で保護者と死別した児童 ・18歳以下で交通遺児を除いた遺児 ・祖父母や親戚に養育されている場合は対象 ・養子縁組がある場合は対象外 ・保護者が再婚(事実婚含)した場合は対象外
	<b>変更</b> 交通遺児等激励金	交通遺児を励ますため激励金を支給することにより福祉の増進を図る	◆平塚市社会福祉協議会「交通遺児等福祉基金」 【激励金】 ・1人あたり 15,000円	1月	3月	○	○	○	交通事故等により保護者が死亡または重度障がいを負った世帯の18歳以下の子 ・18歳以下の一般遺児を除いた遺児 ※重度障がい:身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を取得の方
	<b>変更</b> かながわ交通遺児等援護基金	交通遺児等を励ますため見舞金・激励金を支給することにより福祉の増進を図る	◆神奈川県社会福祉協議会「交通遺児等援護基金制度」 【激励金】 ・中高等学校を卒業する遺児 50,000円 ・小中学校に入学する遺児 50,000円 ・20歳を迎えた時 100,000円  ◆神奈川県社会福祉協議会「交通遺児等援護基金制度」 【見舞金】 事故当時、県内に居住しており労働災害見舞金の給付を受けていない交通遺児世帯に支給(10万円)	4月	3月	○	○	○	令和3年度から県社協が当該世帯に直接振り込む形へ変更となります。  交通事故等により保護者が死亡または重度障がいを負った世帯の20歳未満(登録時)の子 ※「交通事故等」交通事故に類する事故 ※重度障がい:身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を取得の方  ※県社協からの支援金の給付には、登録が必要です。 令和3年度から、当事者世帯が県社協へ直接申請するため、民生委員の確認が不要となりました。
高齢・障がい	ねたきり高齢者等慰問品	在宅の高齢者及び障がい者で、ねたきりの方の慰問	・冬期/夏期 尿とりパッド30枚 ウェットタオル70枚	6月	8月	×	○	○	・在宅でねたきりの要介護4・5 ・在宅でねたきりの18歳以上の身体障害者手帳1・2級 ※「家族介護用品支給事業」対象者は対象外 (紙おむつ等を支給/対象者が要介護5・家族全員が市県民税非課税世帯)/申請先は平塚市地域包括ケア推進課

\*「在宅重度障がい児者年末慰問金」は令和2年度で終了となりました。この件に関するお問い合わせは、平塚市役所福祉総務課となります。

【お問い合わせ】

平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域支えあい班

電話33-3100 / FAX33-6588 / メールアドレスsasaee@hiratsukasyakyo.net

住所: 〒254-0047 平塚市追分1-43(福祉会館内)